

平成21年3月

## は じ め に

幼稚園教育要領や小中学校の学習指導要領及び高等学校学習指導要領に、「障害のある幼児児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画（個別の指導計画）又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画（個別の教育支援計画）を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」とされています。また、特別支援学校学習指導要領は、前述のように特別支援学校が地域の小中学校等に対するセンター的機能を発揮するとともに、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実することを求めています。

県教育委員会では、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画や本県のあるべき姿や進むべき方向性を示した「かごしま未来ビジョン」を踏まえ、10年後を見据えた本県教育の姿や平成21年度から25年度の5年間で取り組む施策などを示すものとして、「鹿児島県教育振興基本計画」を本年2月に策定しました。その中で、特別支援教育に関して、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に関する達成目標を小中学校及び高等学校を含めて、100%と設定しております。

県としましても、平成18年度から特別支援教育アドバイザーを各教育事務所（支所）に配置して、高等学校を含めすべての学校で校内委員会が設置されるなど、各学校等における特別支援教育の体制整備について一定の成果を挙げてきているところです。今後、この体制がより実働的になるために、平成21年度から新規事業として「地域支援ネットワーク推進員」を教育事務所に配置し、文字通り地域支援のネットワークづくりに努めてまいりたいと考えております。また、平成20年度には各ライフステージをつなぐ「移行支援シート」を作成し、平成21年度から試行段階に入る予定です。

県教育委員会としましては、これらの取組により、各市町村教育委員会において地域特別支援連携協議会を中核として、関係者が行動レベルでも情報レベルでも密接に連携しながら、更には個別の支援会議等まで実施できるような相談支援体制の整備を推進してまいりたいと考えております。このような関係機関が連携した生涯を通じた支援体制を目指すために特別支援教育の手引き4として、「乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を目指して」をまとめました。これまでの手引き1～3と併せて活用して頂ければと思います。

最後になりましたが、本冊子の作成に当たり、多大な協力をいただきました関係の市町村教育委員会を始め、原稿執筆に当たっていただきました小中学校等の関係者に心から感謝申し上げます。

平成21年3月

鹿児島県教育委員会義務教育課長 黄地吉隆

# 目 次

I	乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援	
1	障害のある幼児児童生徒を取り巻く相談支援体制の現状	1
2	一貫した相談支援体制を目指す国の動向	2
3	一貫した支援の必要性	3
II	地域における相談支援体制づくり	
1	特別支援連携協議会の設置	4
2	市町村単位の特別支援連携協議会の設置	6
III	幼児児童生徒の情報を共有した支援を進めるために	
1	「個別の教育支援計画」の作成と活用	10
2	「相談支援ファイル」の作成と活用	14
3	「移行支援シート」の作成と活用	16
IV	特別支援教育グランドモデル地域の取組	
1	はじめに	27
2	鹿児島市特別支援連携協議会の設置	27
3	相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」の作成と活用	30
4	学生支援員を活用した取組	36
5	おわりに	36
	資料編	
1	平成20年度特別支援教育体制整備状況調査結果	37
2	幼稚園教育要領，小学校学習指導要領，中学校学習指導要領 特別支援教育関連部分抜粋	39
3	高等学校学習指導要領 特別支援教育関連部分抜粋	40
4	保育所保育指針 特別支援教育関連部分抜粋	40
5	障害者基本計画	41
6	新たな「重点施策5か年計画」	43
7	個別の教育支援計画様式例	45
8	移行支援シート様式例	46

## I 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援

### 1 障害のある幼児児童生徒を取り巻く相談支援体制の現状

障害のある幼児児童生徒やその保護者に対して適切な相談支援が行われるようにするためには、乳幼児期から学校卒業後のそれぞれの段階にわたって、教育、福祉、医療、保健、労働などの支援が適切に受けられるよう、関係機関が連携して一貫した支援体制を整備する必要があります。

現在、教育、福祉、医療、保健、労働などの機関においては、概ね、以下のような相談・支援の取組が行われています。

#### (1) 障害の早期発見に関して

- ・ 市町村における1歳6か月児健康診査，3歳児健康診査などの乳幼児健康診査
- ・ 市町村教育委員会における就学時の健康診断 など

#### (2) 発見後の相談に関して

- ・ 保健所や保健センター，児童相談所や児童総合相談センター（発達障害者支援センター併設）などにおける育児相談，療育相談や発達相談
- ・ 特別支援学校や総合教育センター等における障害のある乳幼児やその保護者に対する早期からの教育相談 など

#### (3) 発見後の支援に関して

- ・ 療育の場として，児童福祉施設等における専門的な指導訓練
- ・ 教育の場として特別支援学校，小・中学校の特別支援学級，通級指導教室，通常の学級における指導 など

#### (4) 就労に関して

- ・ 公共職業安定所や地域障害者職業センター等における障害のある人に対する職業相談や就業支援
- ・ 特別支援学校等における職業教育の一環としての産業現場等実習を含む就業体験や進路相談，就労への移行支援 など

しかし、乳幼児健康診査等によって、特別な支援が必要であることを指摘されても、障害のある幼児児童生徒やその保護者の側からみると、どのような機関が相談に対応してくれるのか分からなかったり、相談に対応する機関が変わるたびに障害の状態やこれまでの支援の状況やニーズを繰り返して説明しなければならなかったりなど、十分な連携の下での対応ができていないとの指摘もなされています。また、就学前から療育等支援事業や児童デイサービスなどの福祉的な支援を受けていながらも、保護者が就学相談を受けた後、教育委員会から特別支援教育の必要性を指摘されて当惑してしまうなどの例もあり、福祉や教育などの関係部局が連携した早期からの相談体制の整備についての要望等が出されている実情もあります。

## 2 一貫した相談支援体制を目指す国の動向

平成14年12月に、「障害者基本計画」が閣議決定され、国としての障害者の支援のための計画が策定されました。その中で個別の支援計画に基づく乳幼児期から学校卒業後を含めた一貫した支援体制を構築することの必要性が明記されています。

### (基本方針)

- 障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する。

### (施策の基本的方向から一部抜粋)

- ・ 障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。
- ・ 乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。

さらに、平成19年12月に「障害者基本計画」に基づき定められた「重点施策実施5か年計画」においても、次のことが示されています。

- ・ 教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。

また、平成20年3月に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領及び平成21年3月告示された高等学校学習指導要領では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う観点から、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に関する記述が盛り込まれました。そして、保育所保育指針（平成20年3月告示）においても同様の内容が盛り込まれています。（資料編P39～40参照）。

このような国の動向を受けて、本県では、平成21年2月に『鹿児島県教育振興基本計画案』を策定し、以下のような具体的な数値目標を掲げ、支援体制の整備の推進を図ることとしています。

- 障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成
  - ・ 小～高 49.0% [19年度] → 100% [25年度]
- 障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成
  - ・ 小～高 28.2% [19年度] → 100% [25年度]

### 3 一貫した支援の必要性

このような相談支援体制の現状や国の動向を踏まえ、医療、保健、福祉、教育などが一体となって、障害のある幼児児童生徒やその保護者に対して一貫した相談支援を行っていく体制づくりに取り組んでいくことが一層求められています。その必要性については、以下の2つの点にまとめられます。

#### (1) 生活をトータルにとらえた総合的な支援（横の連携）

幼児児童生徒は、学校だけでなく家庭や地域などで様々な人とかかわりながら生活しています。一人一人の生活を豊かにしていくためには、学校生活だけでなく、家庭生活や地域生活も含めた生活をトータルにとらえて、関係機関との連携の下に総合的な支援を進めていくことが大切であり、一人一人のニーズに応じるための地域にある社会資源のネットワークを形成することが重要になります。

#### (2) 生涯にわたる効果的な支援（縦の連携）

就学前から学校へ、義務教育から後期中等教育へ、学校から社会へとニーズや支援内容が変化する時に適切な支援の継続を関係機関等の協力体制によって丁寧に行い、生涯にわたる支援がより効果的に行えるようにすることが大切です。それらの移行期に引継を確実にするとともに、ライフステージに応じた生涯にわたる支援を行っていくことを目指していきます。

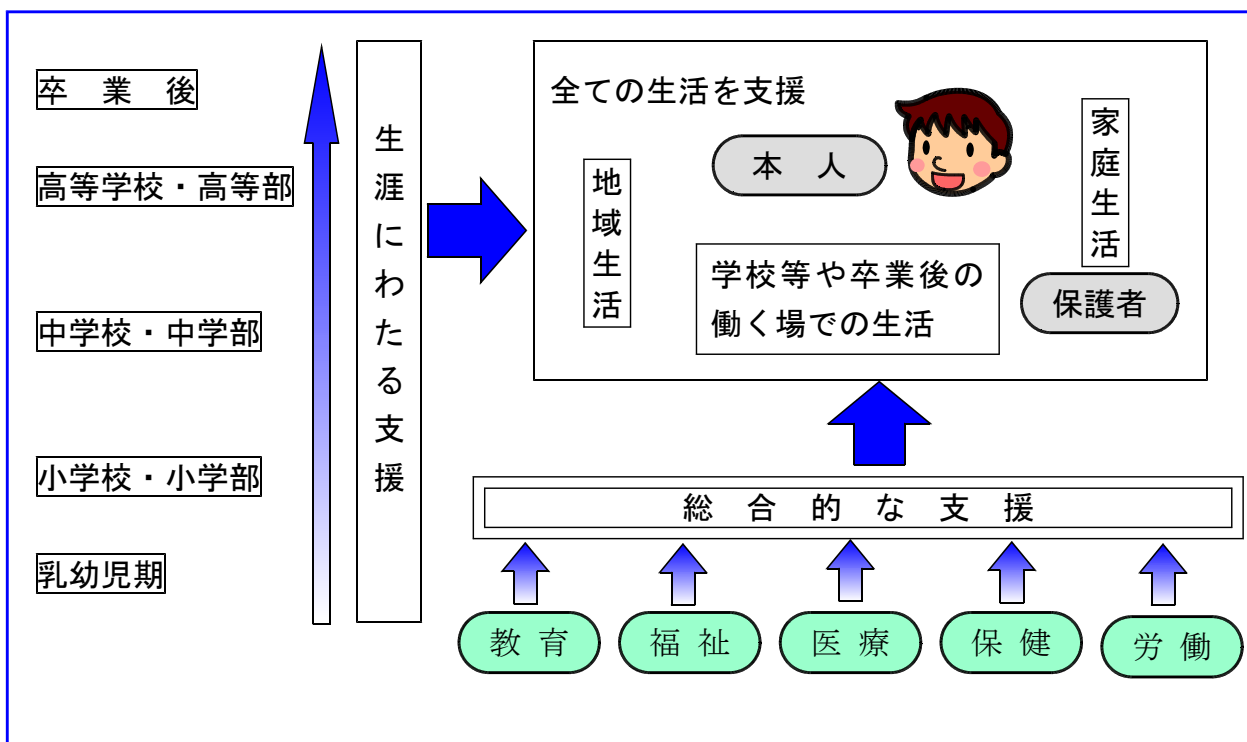


図1 生涯にわたる関係機関と連携した総合的な支援

## Ⅱ 地域における相談支援体制づくり

障害のある幼児児童生徒や保護者への相談支援にかかわる教育、福祉、医療、保健、労働などの関係部局間の連携協力を円滑にするためのネットワークとして、「特別支援連携協議会」があります。

この協議会は、教育委員会、保健福祉部局、衛生部局、労働部局及び大学やNPOなどの関係者で構成される組織です。

### 1 特別支援連携協議会の設置

#### (1) 特別支援連携協議会の役割

本協議会の役割としては、次のようなことが考えられます。

- ア 関係機関がもつ支援のための施策についての情報の共有化
- イ 関係機関がもつ施策の連携の調整や連携方策の検討
- ウ 相談支援のための全体計画の策定
- エ 関係機関が連携して乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うための計画である「個別の（教育）支援計画」のモデルの策定
- オ 相談支援にかかわる情報の提供

連携協議会によるネットワークの構築を通して、障害のある幼児児童生徒にかかわる教育、福祉、医療、保健、労働などの横の連携によるサービスの提供が充実されます。

また、障害のある幼児児童生徒の乳幼児期から学校卒業後までの各段階における、具体的な支援策を引き継いでいくことによって、縦の連携によるサービスの提供が充実されます。

このような横と縦の連携が細やかになされていくことで、本人や保護者の相談支援ニーズにこたえられる総合的な支援体制づくりを目指しています。

#### (2) 本県における特別支援連携協議会の取組状況

現在、本県では、県及び各教育事務所（支所）に特別支援連携協議会を設置しており、(1)で述べたような内容の協議を行っています。

例えば、平成20年度の鹿児島県特別支援連携協議会では、文部科学省の委嘱事業である「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」や本県独自の「特別支援教育アドバイザー配置事業」などの事業内容の検討、また、「個別の教育支援計画」の作成や「移行支援シート」などを活用した関係機関と連携した総合的な支援体制づくりに関する検討などを行いました。

また、各教育事務所（支所）単位での特別支援連携協議会では、より地域に密着した関係機関が参画し、各地域の特別支援教育の推進状況や課題についての検討、市町

村単位の特別支援連携協議会の設置に向けての関係機関との連携の在り方、相談支援ファイル等を活用した支援の在り方、特別支援教育支援員の活用などについて、地域の実情を反映した具体的な方策の検討がなされています。

しかし、各教育事務所（支所）単位の連携協議会は、各機関等の代表者から構成されており、個別の相談・支援ニーズについて、具体的な支援策等を検討することには限界があります。

そこで、すべての市町村において連携協議会を設置し、各自治体を単位とした実務担当者レベルのネットワークの構築と総合的な相談支援体制の確立を目指していく必要があります。実務担当者とは、各教育委員会の指導主事や就学指導・就学事務の担当者、関係学校の教員（特別支援教育コーディネーター等）、保健師、障害福祉関係課の担当者など、実際に幼児児童生徒や保護者の相談や支援の窓口になる担当者を意味しています。

市町村単位の連携協議会では、各機関が提供できる情報やサービス内容の共通理解だけでなく、個々の相談内容に応じた支援会議も行っていくことが重要になります。

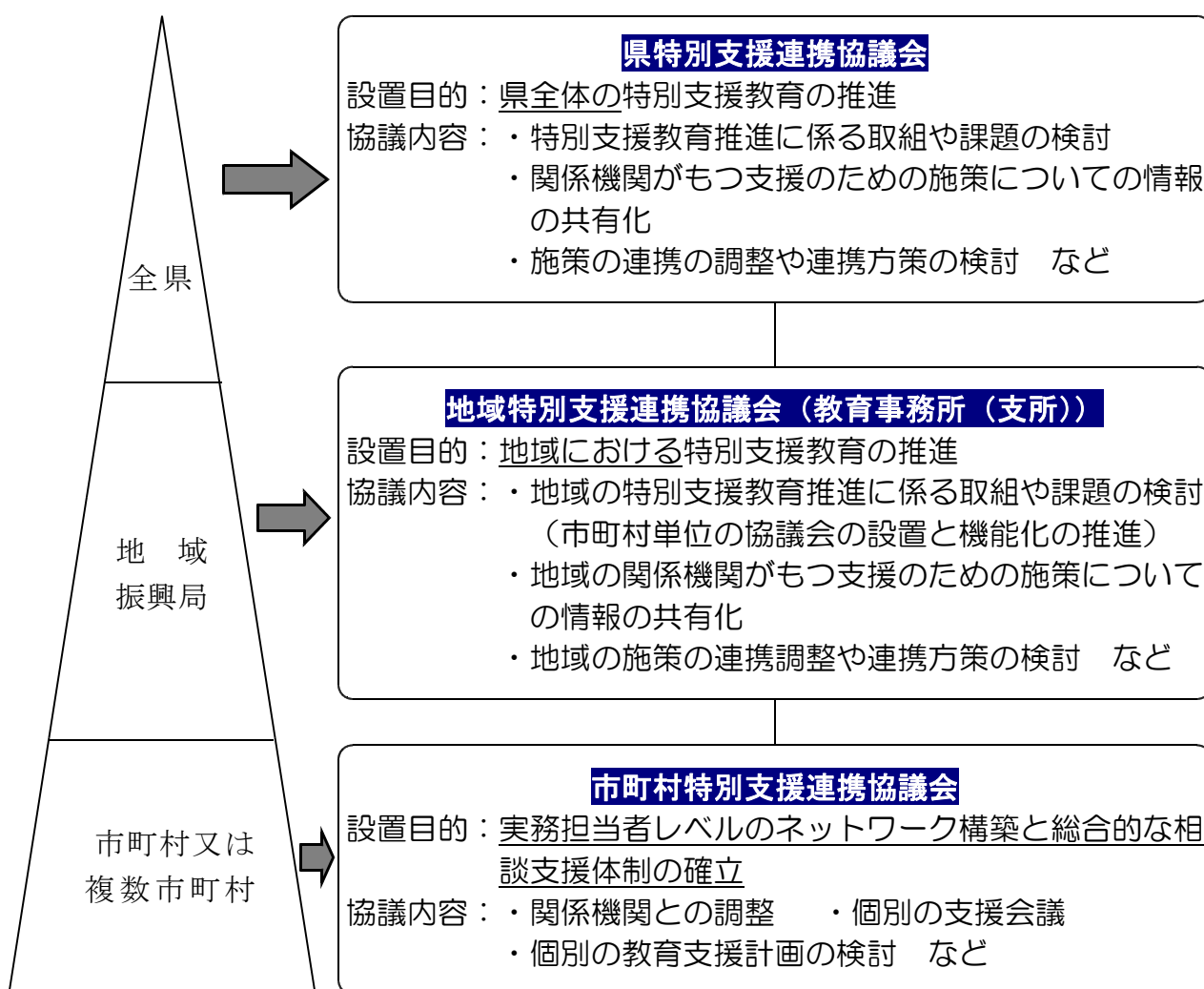


図2 特別支援連携協議会による特別支援教育体制の整備



## 2 市町村単位の特別支援連携協議会の設置

### (1) 市町村単位の連携協議会設置の在り方

各市町村は、それぞれの市町村の実情に応じて、特別支援連携協議会を設置します。図3にA市（想定）の特別支援連携協議会設置のイメージを示しました。A市では、全体会（市町村の関係機関の代表者による会議）と定例会（実務担当者の会議）の両方を設置しています。市町村によっては、全体会は置かずに、定例会だけを設定することもあります。また、複数の市町村が合同で特別支援連携協議会を設置することも考えられます。

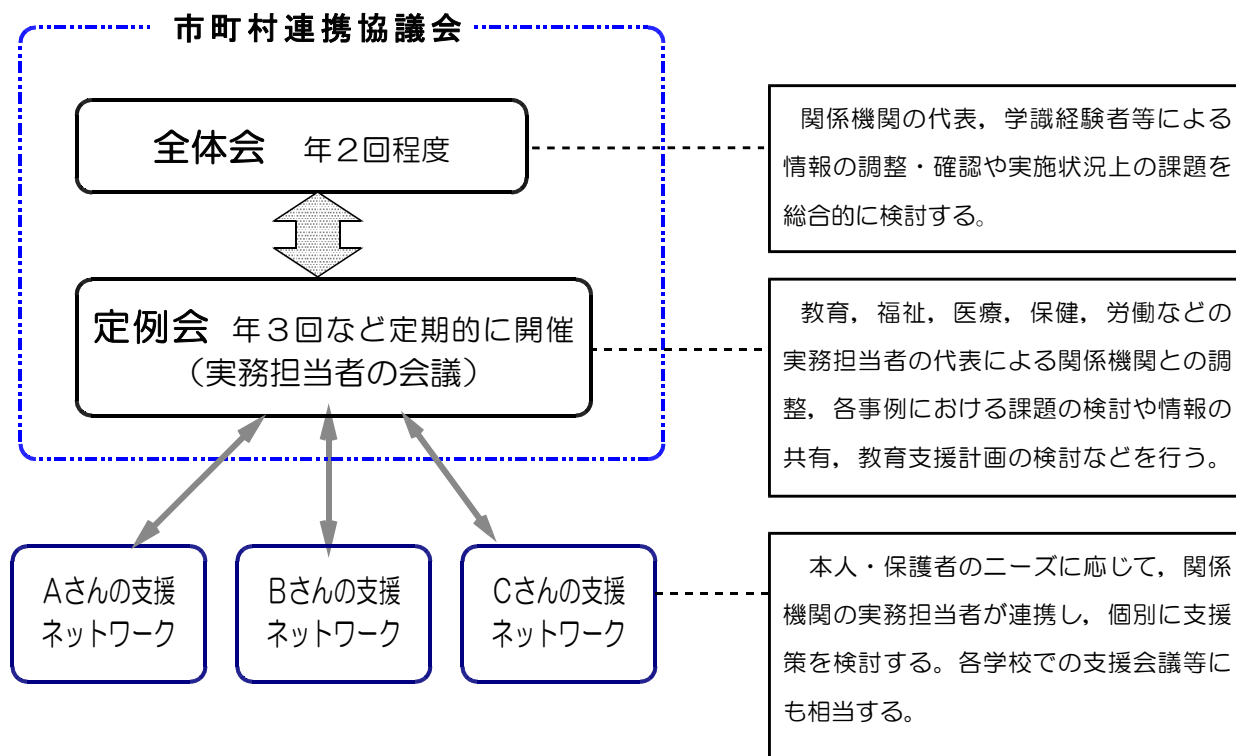


図3 A市特別支援連携協議会を中心とした支援体制

#### ○ 全体会

市町村における関係機関の代表者が参加し、各機関の情報等を調整、確認するとともに、相談支援を行う上での課題などを総合的に検討し、各地域における相談支援体制の整備を促進します。

#### ○ 定例会

教育、福祉、医療、保健、労働などにかかわる各機関の実務担当者が、定期的に集まります。そこでは、各機関が個別に支援を行った事例の中で、情報の共有が必要であったり、更に総合的な立場から検討が必要であったりする事例を持ち寄り、検討を行います。また、「個別の教育支援計画」の作成について検討する場合があります。

## (2) 連携協議会と個別の支援ネットワークの充実

このような、市町村連携協議会における全体会や定例会によって、日常的に関係機関が連携し、地域における個別の支援ネットワークの充実が図られます。そうした個別の支援のネットワークの例を図4に示します。個別の相談・支援ニーズは、幼児児童生徒の発達や成長、生活環境の変化などに伴って様々に変化します。その時々において、幼児児童生徒が中心にかかわる機関の実務担当者が、連絡調整の窓口になって、支援のネットワークづくりを行い支援会議等を設定します。

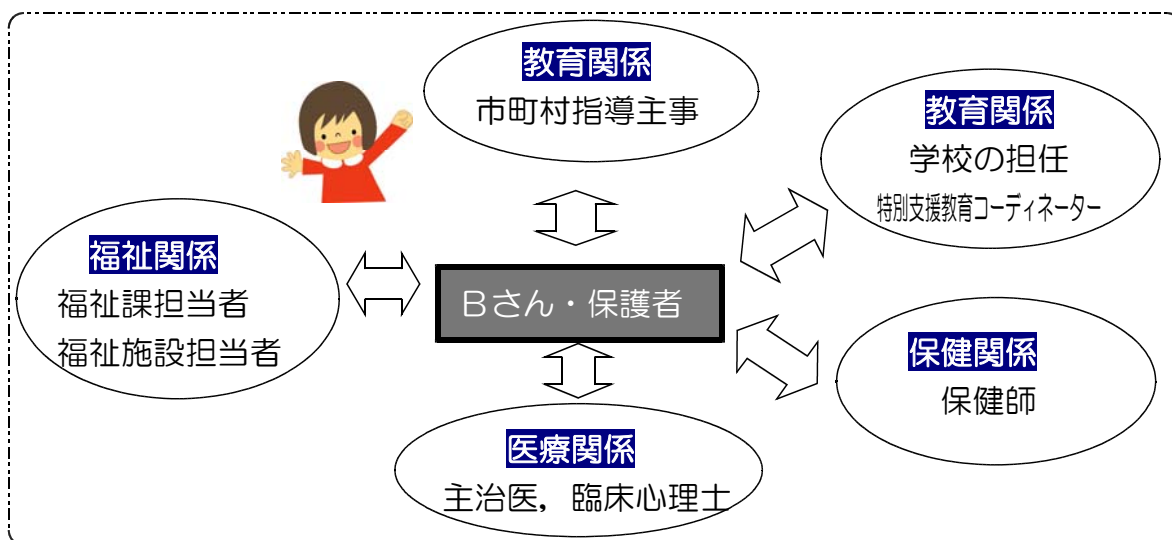


図4 Bさんの支援ネットワーク

このように、個別の支援ネットワークと市町村連携協議会における定例会や全体会が、相互に連動し合い機能することを通じて、障害のある幼児児童生徒や保護者のニーズに応じた支援体制が整えられていくことになります。その際、各事例等に関する個人情報については、関係機関間で十分に配慮していくことが必要です。

## (3) 地域支援ネットワーク推進員の役割 ～つなぐ人～

県教委では、市町村レベルにおける支援ネットワークづくりを推進するために、地域の関係機関と連携し、支援をスムーズにつないでいく役割を果たすキーパーソンとして、「地域支援ネットワーク推進員」を平成21年度から県内の教育事務所を中心に配置する予定です。ネットワーク推進員は、幼児児童生徒のニーズに応じた支援内容や支援策を検討する支援会議等の設定、各市町村の連携協議会の促進などを行います。

また、「地域自立支援協議会」や「自立支援相談支援専門員」(P9参照)などと十分連携を図りながら、一人一人の個別の教育支援計画の作成や活用を促していきます。

## 市町村特別支援連携協議会の設置要綱例

ここでは、T市における特別支援連携協議会専門部会の設置要綱を紹介します。T市は、人口規模も大きく、また、支援地域も広域にわたることから、全体会と専門部会（前述の定例会と同様の実務担当者の代表者からなる会）の両方を設置しています。専門部会は幼児児童生徒の相談や支援に直接かかわる実務担当者による会であり、具体的な支援策について話し合う地域のネットワークの重要な役割を担っています。

### T市特別支援連携協議会専門部会設置要綱

（趣 旨）

第1条 発達障害を含めて障害のある幼児児童生徒に対応するために専門的な事項を検討し、具体的に実践する、教育、医療、福祉等の関係部局・大学、機関等の関係者からなるT市特別支援連携協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 専門部会は、次に掲げる者についてT市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 医療機関代表者
- (2) 相談機関、療育機関代表者
- (3) 学校機関代表者
- (4) 労働行政、福祉行政代表者
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

（任 期）

第3条 専門部会の部員の任期は、1年とする。なお、部員に欠員が生じたときの後任の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（所掌事項）

第4条 専門部会は、T市の発達障害を含めて障害のある幼児児童生徒の適切な支援を行うための実施方法等について協議を行う。

（部長及び副部長）

第5条 専門部会に部長、副部長の各1人を置く。

- (1) 部長及び副部長は部員の互選によって決める。
- (2) 部長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、副部長がその職務を代行する。

（専門部会）

第6条 専門部会は、年3回招集し、議案の審議を行う。

（庶務）

第7条 専門部会の庶務は、教育委員会学校教育課が担当する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関する必要な事項は、T市特別支援連携協議会専門部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱する部員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成〇〇年〇月〇日までとする。

## 「障害者自立支援法」に基づく地域の相談支援体制づくり

誰もが地域で安心して暮らせる自立と共生社会の実現を目的として、平成18年4月に、「障害者自立支援法」が施行されました。「障害者自立支援法」では、障害のある人のニーズに合わせて複数のサービスを適切に結び付けて調整することや社会資源の改善、開発等を行う相談支援事業の充実が不可欠です。相談支援事業を軸としながら地域の支援体制を構築し、障害者等からの相談に応じ、それぞれの問題について必要な情報の提供や助言を行い、必要な障害福祉サービス等につなげていくことを求めています。

そのために、相談支援事業をはじめとする地域支援システムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場（地域の関係者の連携）として、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等からなる、「地域自立支援協議会」を市町村（複数市町村や圏域単位での設置も可）が設置することとしています。

また、「障害者自立支援法」においては、地域の福祉に関する諸問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報及び助言を行う「相談支援事業」を市町村の法定事業として位置付けています。都道府県からの指定を受ける「指定相談事業者」には、「相談支援専門員」を配置して、サービス利用の計画や利用調整、その後のモニタリングを行うこととしています。専門員は、地域支援ネットワーク推進員同様に、地域におけるネットワークづくりのキーパーソンとなることが期待されています。

### 参 考

#### 〈地域自立支援協議会の位置付け〉 （障害者自立支援法施行規則第65条の10）

法第77条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連携調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。